

意見案第6号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和3年9月14日

提出者	富良野市議会議員	本間敏行
賛成者	同	後藤英知夫
	同	天日公子
	同	宇治則幸
	同	大栗民江
	同	佐藤秀靖
	同	宮田均
	同	家入繁

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、夫婦同姓を義務付けている。

本年 6 月、最高裁判所において、民法第 750 条の規定が憲法に違反するかどうか争われた特別抗告事件について、平成 27 年 12 月の判決に続き、合憲とする決定が示された。しかしながら、この決定においては、氏制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄だとした。

平成 30 年 2 月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」の結果では、「選択的夫婦別姓制度の導入に賛成」が 42.5%、「導入に反対」29.3%、「夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻前の姓を通称として使えるように法律を改めることはかまわない」が 24.4%となっており、様々な意見が存在している。

選択的夫婦別姓制度の議論に当たっては、夫婦同姓が社会的に定着していることに十分留意する必要がある。夫婦が異なる姓を名乗ることによる子どもへの影響など、別姓制度に関する入念な調査及び検討は不可欠である。

よって、国においては、下記の取り組みを推進するよう強く要望する。

記

1. 国民の価値観の多様化及び世論の動向等を踏まえ、選択的夫婦別姓制度に係る議論を社会に開かれた形で十分に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 22 日

富良野市議会